

三木市記者発表資料 (令和4年11月22日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育総務部 文化・スポーツ課	課長 金井善純 (内線 3550)	文化遺産係 (みき歴史資料館)	0794-82-5060

タイトル	
染形紙を市指定文化財に指定	
内 容	
令和4年11月14日付けで、下記の文化財を三木市指定文化財に指定しました。	
1 指定文化財の名称	筒井俊雄氏所蔵染形紙 (つついとしおししょぞうそめかたがみ)
2 指定文化財の員数	1242点
3 指定文化財の種別	有形民俗文化財
4 時 代	江戸時代～近代
5 所 有 者	筒井 俊雄
6 所 在 地	三木市大塚
7 指 定 日	11月14日
8 文化財の概要	ギャラリー湯の山みち館長筒井俊雄氏が収集した染形紙(染め型紙)の一群。染形紙とは、浴衣などの生地に文様を染めるために使用される道具であり、江戸時代には三木の特産品として広く知られていた。筒井俊雄氏所蔵の染形紙は、その大半が三木で作られたものであり、それらには型屋の商印や墨書名などが見られる。追掛型を用いて緻密に彫りこまれた様々な文様が特徴的である。
9 指 定 理 由	三木市内において染形紙の最多のコレクションであり、その歴史や技術、デザインを調査研究する上で欠かすことができない貴重な資料群であるため。
セールスポイント	
三木の染形紙は、江戸時代に隆盛を誇っていたものの、大正時代には廃絶したとみられ、忘れられた産業になっていました。このようななか、筒井俊雄氏は約40年かけて各地に点在する染形紙を収集し、その保存活用に取り組みました。市指定をきっかけに、染形紙の存在がさらに広く周知されることを期待します。 なお、文化財の名称表記を染形紙としたことについては、「三木町諸色明細帳控」(三木市有宝蔵文書63号)に「形屋」とあり、三木では「染形紙」と呼ばれていたことから、その歴史を尊重した名称としました。	